

鎌倉市公用車広告募集要項

新たな財源の確保及び市民サービスの向上のため、鎌倉市が保有する公用車（以下「公用車」といいます。）への広告掲載について、下記及び別紙「公用車広告掲載規約」のとおり募集します。

1. 募集の内容

(1) 広告を掲載する公用車の概要について

車種	募集台数	広告サイズ	掲載位置	平均走行距離
軽貨物自動車等	25台 (5台1組)	縦40cm以内× 横90cm以内	車両後部スライドド ア両側	1台あたり 約4,500km/年

※広告サイズは最大値です。

※平均走行距離は令和6年(2024年)11月時点での参考値です。実際の走行距離とは異なる場合があります。

※広告を掲載する車両の指定はできません。



※イメージ図

(2) 広告の掲載期間

令和7年（2025年）6月1日（日）から令和8年（2026年）5月31日（日）までの1年間です。

広告の貼り付け作業を5月31日(土)、6月1日(日)に行うため、実際に広告を貼り付けた公用車が稼働するのは6月2日(月)からとなります。

現在契約中の広告主(令和6年（2024年）6月1日から令和7年（2025年）5月31日までの広告主)が現在貼り付けしている広告を継続して掲載する場合（当該車両が廃車になる場合は、廃車

日に広告貼り付けをお願いします。)は、広告貼り付け作業を行わないことから、広告を貼り付けた公用車が稼働するのは6月1日(日)からとなります。

所定の要件を満たせば、掲載期間中の広告内容の変更は自由に行えます。

なお、広告掲載期間は、次年度の広告掲載作業を行うため令和8年(2026年)5月31日(日)までに広告を剥がしていただきます。

(3) 広告料

1組あたり年額180,000円(税込)(1台あたり年額36,000円×1組5台)。

(4) 広告の募集期間

令和7年(2025年)3月3日(月)から同年3月28日(金)まで。

申込者が多数となった場合は、1者につき1組(5台)の申込みとさせていただきます。

それでも募集台数を上回る申し込みがあった際は抽選し決定します。

(5) 応募の口数・抽選について

応募の口数については上限を設けませんが、申込者が5者以下かつ応募の総数が5口を超えた場合、申込者1者あたりの口数を抽選により調整させていただきます。

申込者が5者を超える場合については、申込者1者につき1口を上限として抽選を行い、掲載する広告主を決定します。

上記抽選については令和7年4月上旬を予定しており、応募された方に対し令和7年4月1日以降にお知らせしますが、抽選にご参加いただけない場合は辞退としますので、ご承知ください。

2. 広告の仕様

(1) 広告の掲載方法及び広告物の材質等

広告はラッピング用フィルムにより車体に直接貼付する方法で掲載するものとします。ラッピング施工を行う業者は広告主が手配し、鎌倉市役所駐車場にて施工を実施するものとします。施工日時は、令和7年(2025年)5月31日(土)または6月1日(日)とし、市と事前に協議の上、作業日を決定するものとします。

なお、上記日程での作業が難しい場合は、別途協議を行うこととします。

(2) 広告のデザイン等

掲載する広告は、本募集要項(別紙「公用車広告掲載規約」を含む)、鎌倉市広告掲載要綱、鎌倉

市広告掲載基準、鎌倉市公用車広告デザインガイドライン及びその他市が定める関係規程（以下「要綱等」といいます。）の所定の基準を満たすものに限り、

- 広告の内容及びデザインについては、鎌倉市屋外広告物条例第4条の許可を得る必要があります。同許可を広告掲載期間の初日までに得られない場合、広告主決定の取消し（解除）をする場合があります。掲載を希望する広告の内容及びデザインについては、本市都市景観課に事前相談して頂くことを推奨します。

（3）「広告」の明示

掲載する広告の中に、広告と表示してください（表示サイズは縦4cm×横6cm以上）。

3. 応募資格

鎌倉市広告掲載基準第3条各号（広告を掲載しない業種又は事業者）のいずれかの業種を営む者又は該当する者は、広告主になることはできません。

また、鎌倉市暴力団排除条例第2条第2号ないし第5号のいずれかに該当する者も、広告主になることはできません（これに関して、市が応募者の暴力団員等に該当するか否かを確認するため、応募者に役員名簿等を提出して頂く場合があります。また、提出していただいた役員名簿等や広告主に關する申込書等を警察等の捜査機関に提供する場合があります）。

4. 費用負担等

（1）広告物の作成及び撤去に要する費用は広告主の負担とします。

（2）広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市から広告主に対して連絡し、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。ただし、市の故意または重大な過失によって広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市の費用と責任において原状回復するものとします。

（3）広告物の貼り付け及び撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。

（4）広告主と市との間で本募集要項に定めのない事項や生じた紛争若しくは疑義については、広告主と市が協議の上、解決するものとします。

- (5) 広告主は、本募集要項（別紙「公用車広告掲載規約」を含む）及び要綱等のほか、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）その他法令を遵守するものとします。

5. 申込み方法及び広告主の決定等

- (1) 鎌倉市公用車広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、必要資料を添付して鎌倉市公的不動産活用課宛に提出してください（申込方法は書類の持参又は郵送のいずれかとします）。

提出期間は令和7年（2025年）3月3日（月）から同年3月28日（金）までの間となります。

申込みにあたっては、要綱等をよく確認し、その内容を遵守してください。また、提出書類に不備がある場合は、受理できない場合がありますので、ご注意ください。

なお、応募者多数の場合は、令和7年（2025年）4月上旬に抽選を行い、抽選に参加されない場合には辞退となります。

- (2) 市は、上記申込書その他提出書類を受理したとき、当該申込内容が要綱等の所定の要件を満たすか否かについて審査します。

提出書類に不備がある場合は、補正のご連絡をしますので、速やかに対応してください。ただし、不備が著しいと市が判断した場合等は、ご連絡をしないこともありますので、ご承知おきください。

- (3) 市は、上記審査により当該申込内容が要綱等の所定の基準を満たすものであると認めたととき、当該申込内容について、抽選により当該申込みを承諾します。承諾後、市は広告主に対して「広告主決定通知書」（様式第3号）を送付するものとします。

6. 広告掲載に関する詳細及び別添「鎌倉市公用車広告掲載規約」の遵守

広告掲載料、広告内容の変更、広告主決定の取消し（解除）その他の本広告掲載に関する詳細は別紙「公用車広告掲載規約」のとおりとし、広告主は同規約を遵守するものとします。

7. 申込み・問合わせ先（受付時間平日の8：30～17：00）

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

鎌倉市総務部公的不動産活用課財産管理担当（内線2269）

電話番号：0467-23-3000（代表） ファクス番号：0467-24-5931

以上